

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条5項の規程の従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間：2022年10月1日～2023年9月30日

事業所の名称	有限会社Takara・Japan
事業所の所在地	群馬県前橋市城東町五丁目3番地1

・労働者派遣実績

令和5年12月1日付け 派遣労働者数	13人
派遣先事業所数 (実数)	7
労働者派遣に関する料金の平均額	12,218円
派遣社員の賃金銀額の平均額	8,792円
マージン率 (労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合)	28.0%

・労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定締結の有無	有
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
協定の有効期間	令和6年3月31日

・派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	027-212-8188
------------------	--------------

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
新規採用者基礎研修	初めて派遣する労働者	当社	OFF-JT	有	無
職能別・職種転換・階層別研修	フルタイム1年以上の雇用見込み派遣労働者	当社	OFF-JT	有	無